

森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記により松くい虫の防除措置を行うべきことを命ずる。

なお、この処分に対して不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事になる。）処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田 康一

記



## 1 区域及び期間

## (1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 3 月 19 日まで

## 2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破碎するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

## 3 命令しようとする理由

1 の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 4 その他

- (1) 2 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 2 に掲げる措置について破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが 6 ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあっては、1.5 ミリメートル）以下となるように破碎を行うこと。
- (3) 2 に掲げる措置を行った者は、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、森林病害虫等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が 2 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、2 に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1 の(2)の期間内に 2 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が 2 に掲げる措置を行なるべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けことなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(別記様式)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

[ 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 ]

## 森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
実施地区又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
	年 月 日から 年 月 日まで	人夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		そ の 他			円
		計			円